

北九州市公報

発行所
北九州市小倉北区城内1番1号
北九州市役所

目次

	ページ
◇ 告 示	
○ 放置自転車の移動及び保管【建設局道路部道路維持課】	2
◇ 公 告	
○ 特定調達契約の落札者の決定（2件）【技術監理局契約部契約課】	6
◇ 上下水道局	
○ 収納事務の委託【上下水道局総務経営部営業課】	8

北九州市告示第 2 4 5 号

北九州市自転車の放置の防止に関する条例（平成元年北九州市条例第 8 号）第 1 0 条第 2 項及び第 1 1 条第 2 項の規定により放置自転車を移動し、保管したので、同条例第 1 3 条第 1 項の規定により次のとおり告示する。

令和 3 年 6 月 1 1 日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 移動し、保管した自転車が放置されていた場所、移動し、保管した自転車の台数、移動し、保管した年月日並びに保管及び返還を行う場所
別表のとおり
- 2 返還事務を行う時間
月曜日から金曜日まで 午後 3 時から午後 7 時まで
土曜日 午後 1 時から午後 5 時まで
ただし、国民の祝日に関する法律（昭和 2 3 年法律第 1 7 8 号）に規定する休日は、返還事務を行わない。
- 3 問合せ先
北九州市小倉北区城内 1 番 1 号
北九州市建設局道路部道路維持課（電話 0 9 3 - 5 8 2 - 2 2 7 4）
- 4 返還を受けるために必要な事項
自転車の返還を受けようとする者は、自己の住所及び氏名並びに当該自転車の利用者等であることを証明するものを提示しなければならない。
- 5 その他
この告示に係る自転車について、この告示の日から起算して 6 月を経過しても利用者等が当該自転車を引き取らない場合は、北九州市において処分する。

別表

移動し、保管した自転車が放置されていた場所	移動し、保管した自転車の台数	移動し、保管した年月日	保管及び返還を行う場所
門司区自転車放置禁止区域外	1 台	令和 3 年 5 月 1 9 日	北九州市門司区西海岸一丁目 3 番
	1 台	令和 3 年 5 月 2 5 日	西海岸自転車保管所

	2 台	令和 3 年 5 月 2 8 日	
J R 小倉駅周辺地区自転車放置禁止区域	2 1 台	令和 3 年 5 月 1 1 日	北九州市小倉北区青葉二丁目 1 番 青葉自転車保管所
	2 台	令和 3 年 5 月 1 9 日	
	6 台	令和 3 年 5 月 2 4 日	
J R 西小倉駅周辺地区自転車放置禁止区域	4 台	令和 3 年 5 月 1 7 日	
小倉北区自転車放置禁止区域外	3 台	令和 3 年 5 月 1 0 日	北九州市小倉南区下城野一丁目 1 番 下城野自転車保管所
	1 台	令和 3 年 5 月 1 7 日	
	4 台	令和 3 年 5 月 2 0 日	
	1 台	令和 3 年 5 月 2 4 日	
	1 台	令和 3 年 5 月 2 5 日	
小倉南区自転車放置禁止区域外	2 台	令和 3 年 5 月 6 日	
	3 台	令和 3 年 5 月 7 日	
	3 台	令和 3 年 5 月 1 3 日	
	1 台	令和 3 年 5 月 1 4 日	
	2 台	令和 3 年 5 月 1 7 日	
	2 台	令和 3 年 5 月 1 9 日	
	1 台	令和 3 年 5	

		月 2 5 日	
	1 台	令和 3 年 5 月 2 7 日	
J R 若松駅周辺地区自転車放置禁止区域	2 台	令和 3 年 5 月 1 0 日	北九州市若松区響南町 8 番
若松区自転車放置禁止区域外	2 台	令和 3 年 5 月 1 3 日	小石自転車保管所
	1 台	令和 3 年 5 月 1 9 日	
八幡東区自転車放置禁止区域外	1 台	令和 3 年 5 月 6 日	北九州市八幡西区大字藤田 2 3 1 9 番 6 藤田自転車保管所
	1 台	令和 3 年 5 月 2 5 日	
J R 折尾駅周辺地区自転車放置禁止区域	1 台	令和 3 年 5 月 1 3 日	北九州市八幡西区長崎町 2 番
J R 本城駅周辺地区自転車放置禁止区域	1 6 台	令和 3 年 5 月 2 1 日	長崎町自転車保管所
J R 黒崎駅周辺地区自転車放置禁止区域	3 台	令和 3 年 5 月 1 8 日	北九州市八幡西区大字藤田 2 3 1 9 番 6
八幡西区自転車放置禁止区域外	1 台	令和 3 年 5 月 1 4 日	藤田自転車保管所
	2 台	令和 3 年 5 月 2 8 日	
	1 台	令和 3 年 5 月 3 1 日	
J R 九州工大前駅周辺地区自転車放置禁止区域	7 台	令和 3 年 5 月 1 2 日	北九州市戸畑区三六町 1 3 番
戸畑区自転車放置禁止区域外	3 台	令和 3 年 5 月 6 日	三六自転車保管所
	1 台	令和 3 年 5 月 7 日	
	1 台	令和 3 年 5 月 1 3 日	

1 台	令和 3 年 5 月 1 4 日
-----	---------------------

北九州市公告第413号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約につき、落札者を決定したので、北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年北九州市規則第78号）第12条第1項の規定により次のとおり公告する。

令和3年6月11日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 物品等の名称及び予定数量
白灯油（6月分） 28キロリットル
- 2 この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地
北九州市技術監理局契約部契約課
北九州市小倉北区城内1番1号
- 3 落札者を決定した日
令和3年5月24日
- 4 落札者の名称及び住所
株式会社ワシダ
北九州市八幡東区枝光本町3番1号
- 5 落札金額
1キロリットル当たりの金額6万4,600円に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告をした日
令和3年4月16日
- 8 落札方式
最低価格による。

北九州市公告第414号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約につき、落札者を決定したので、北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年北九州市規則第78号）第12条第1項の規定により次のとおり公告する。

令和3年6月11日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 物品等の名称及び予定数量
軽油（軽油引取税免税・6月分） 2万8,000リットル
- 2 この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地
北九州市技術監理局契約部契約課
北九州市小倉北区城内1番1号
- 3 落札者を決定した日
令和3年5月24日
- 4 落札者の名称及び住所
ニチュ産業株式会社
北九州市若松区藤ノ木二丁目6番36号
- 5 落札金額
1リットル当たりの金額120円50銭に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告をした日
令和3年4月16日
- 8 落札方式
最低価格による。

北九州市上下水道局告示第20号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2及び北九州市上下水道局会計規程（昭和39年北九州市水道局管理規程第12号）第36条の2の規定により、北九州市水道条例（昭和38年北九州市条例第119号）第28条に規定する水道料金及び北九州市下水道条例（昭和39年北九州市条例第39号）第15条第1項に規定する下水道使用料の収納事務を次のとおり委託した。

令和3年6月11日

北九州市上下水道局長 兼 尾 明 利

受 託 者		委 託 期 間
名 称	住 所	
弁護士法人子浩法律事務所	東京都新宿区大久保二丁目7番17号2階	令和3年5月26日から令和4年3月31日まで